

西京信用金庫と杉並区居住支援協議会との連携

29日午前9時30分、区役所で、「杉並区居住支援協議会」の大原一興会長と西京信用金庫の北村啓介理事長が出席し、杉並区居住支援協議会が行う賃貸住宅の供給促進事業と西京信用金庫による空家・空室改修ローン商品との連携に関する協力を確認しました。

杉並区では、平成28年11月に居住支援協議会が設置されました。これは、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づくもので、不動産関係団体、社会福祉協議会、NPO団体、区で構成され、住宅の確保が難しい高齢者や障害者、子育て世帯などを対象に、民間の賃貸住宅への円滑な入居支援のため、アパートあっせん事業など、賃貸住宅情報提供などの支援を行っています。

このような中、今年度は、賃貸住宅の供給促進策として、「空家等利活用モデル事業」を実施します。この事業は、高齢者や子育て世代などに住まいを提供することを目的として区内の空家を改修した際に、その事業者に支給するもので、区からは改修工事と設計監理費として上限350万円、居住支援協議会からは事務経費として上限100万円と合わせて、1事業者あたり最大450万円を助成します。今年度は2事業者を選定する予定となっています。



現在、事業者と空家所有者のマッチングに備え事前相談を実施しており、7月27日には空家等利活用セミナーを開催し、空家の利活用や事業への応募を働きかけていく予定となっています。しかし、安全で快適な住空間を整備するには、助成金と合わせ、十分な資金を確保する必要がありますが、このたび、区内にも4店舗を持つ西京信用金庫が、地域防災対策や社会貢献の観点から、区内の空家対策への積極的な支援として、「杉並住まい確保の空家・空室改修ローン」商品を企画することになりました。

この商品は、事業者が区の空家等利活用モデル事業の助成対象となった場合に、必要に応じ1,000万円以内で融資を受けることが可能な商品で、融資利率は1.950%と同行の基準金利のマイナス0.1%となっています。事業者は、この融資商品を合わせて利用することで、空家等の改修による利活用がより進み、住宅確保に困っている方々の入居の促進が期待されます。

この商品は、事業者が区の空家等利活用モデル事業の助成対象となった場合に、必要に応じ1,000万円以内で融資を受けることが可能な商品で、融資利率は1.950%と同行の基準金利のマイナス0.1%となっています。事業者は、この融資商品を合わせて利用することで、空家等の改修による利活用がより進み、住宅確保に困っている方々の入居の促進が期待されます。